

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	2310-428-5103-5	仕様書番号	
品名 又は 件名	トラック1／4t4×4 小型業務車（警務用）	CPS-V232003-1	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 3年 8月26日
		改正	令和 8年 6月15日
			令和 年 月 日
		作成部隊等名 補給本部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊において使用するトラック1／4t4×4小型業務車（警務用）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる主な用語及び定義は、C&LPS-V00008の1.2及びC&LPS-Y00007の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、b)を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

C&LPS-V00008 車両等共通仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

b) 法令等

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

国等による環境物品の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成13年環境省告示第11号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求

一般的要求は、C&LPS-V00008の2.1によるほか、道路運送車両法（以下“車両法”という。）に適合しなければならない。

品 名	トラック 1 / 4 t 4 × 4 小型業務車（警務用）
-----	-------------------------------

なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に規定する燃費基準値及び排出ガス基準の適用の有無は、調達要領指定書により指定する。

2.2 材料・部品・加工方法

材料、部品及び加工方法は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 2.2 による。

2.3 構造・形状・寸法

2.3.1 構造

構造は、次によるほか、市販の乗用車とし、**車両法**で示す緊急自動車とする。

なお、細部は、承認図面による。

a) 機関は、次による。

- 1) 形式 4 サイクル水冷ディーゼル機関又は 4 サイクル水冷ガソリン機関
- 2) 最高出力 150 kW 以上
- 3) 最大トルク 500 N・m 以上

b) 変速機は、自動式とする。

c) 駆動方式は、総輪駆動とする。

d) 乗車定員は、7 名以上とする。

e) 附属装置等 附属装置等は、次による。

- 1) エアコンを取り付ける。
- 2) AM / FM ラジオ及び時計を取り付ける。
- 3) リヤドア、リヤクォーター及びバックガラスには、製造会社仕様のスモークフィルム（透過率 15 ± 3 %）を使用する。
- 4) サイレンアンプ・スピーカー サイレンアンプ及びスピーカーは、次によるほか、2.3.1 e) 5) の警光灯及び 2.3.1 e) 6) の補助警告灯又は、2.3.1 e) 7) の補助警光灯と連動するために必要な配線を行う。

4.1) サイレンアンプは、次による。

- 4.1.1) 定格電圧 DC 12 V
- 4.1.2) 電流 約 6 A
- 4.1.3) 出力 50 W
- 4.1.4) 音色 「ウーウー」（警察車両用）
- 4.1.5) サイレン吹聴周期 4 秒及び 8 秒の切替式
- 4.1.6) サイレンテストが可能でなければならない。
- 4.1.7) 夜間の操作が容易となるようスイッチに照明が付いていなければならない。
- 4.1.8) 接続が可能なマイクを附属する。
- 4.1.9) 取付位置については、操縦室内前部中央付近とする。

4.2) スピーカーは、次による。

- 4.2.1) 2.3.1 e) 4) 4.1) のサイレンアンプに適合しなければならない。
- 4.2.2) 質量 2 kg 以下

品 名	トラック 1 / 4 t 4 × 4 小型業務車（警務用）
-----	-------------------------------

4.2.3) 取付位置 フェンダー内

5) 警光灯の種類は、流線型回転灯（着脱式）とし、細部は、次による。

なお、警光灯球切れ検知器を取り付け、操縦室内で警光灯球切れの確認が可能でなければならない。

- 5.1) 定格電圧 DC 12 V
- 5.2) 電流 約 3 A
- 5.3) 閃光数 約 230 回／分
- 5.4) 使用電球 JA12 V 35 W（LED式）
- 5.5) 質量 1 kg 以下
- 5.6) 装着方法 着脱式（傷付き防止ゴムマグネット付）
- 5.7) グローブ 赤色（ポリカーボネート樹脂製）
- 5.8) 灯数 2 EA（単独及び同時使用が可能な仕様とする。）

6) 補助警告灯は、次による。

- 6.1) 定格電圧 DC 12 V
- 6.2) 電流 0.7 A 以下
- 6.3) 電球 LED式
- 6.4) 閃光方式 赤色点滅タイプ
- 6.5) レンズ クリヤ

6.6) 2.3.1 e) 4) 4.1) のサイレンアンプに適合し、連動しなければならない。

6.7) 取付位置は、フロントグリル内又はフロントバンパー内とする。ただし、その位置への取付けが不可能である場合は、2.3.1 e) 7) の補助警光灯に変更してもよい。

7) 補助警光灯は、次による。

- 7.1) 定格電圧 DC 12 V
- 7.2) 電流 約 400 mA
- 7.3) 電球 LED式
- 7.4) 閃光方式 赤色点滅タイプ
- 7.5) 2.3.1 e) 7) 4.1) のサイレンアンプに適合し、連動しなければならない。
- 7.6) 取付位置 助手席のサンバイザ
- 7.7) 助手席側にメタルコンセントを取り付ける。

8) カーナビゲーションシステム（製造会社仕様）の必要の有無は、調達要領指定書により指定し、テレビ機能がある場合は、視聴ができない措置を講じる。（AM／FMラジオ及び時計一式がカーナビゲーションシステムと一体型の場合は、2.3.1 e) 2) を除いてもよい。）

9) ETC対応車載器（製造会社仕様）を取り付ける。
なお、セットアップを行う。

f) 寒冷地仕様（製造会社仕様）の必要の有無は、調達要領指定書により指定する。

品 名	トラック 1 / 4 t 4 × 4 小型業務車（警務用）
-----	-------------------------------

2.3.2 形状

形状は、ステーションワゴン型とする。

2.3.3 寸法

寸法は、次による。

- a) 全長 最大 5 000 mm
- b) 全幅 最大 2 000 mm
- c) 全高 最大 2 000 mm
- d) 最低地上高 200 mm以上

2.4 外観

外観は、次による。

- a) きず、割れ、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。
- b) 各部の塗装及びめっきにむらがあってはならない。
- c) 塗装は、黒色（製造会社仕様）で塗装する。

2.5 製品の表示

製品の表示は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 2.4 によるほか、細部は承認図面による。

なお、自動車番号標は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 2.4.4 の表 2 の“車両法適用車両の規格”とする。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 出荷条件

出荷条件は、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 提出書類等

提出書類等は、次による。

- a) 類別原資料は、C & L P S - Y 0 0 0 0 7 の 4.1.1 による。
- b) 取扱説明書等は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 5.1.2 による。
- c) 完成写真等は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 5.1.5 による。
- d) 車両等主要諸元資料は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 5.1.6 による。

5.2 自動車検査証・車歴簿

自動車検査証及び車歴簿は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 5.3 及び 5.5 による。

5.3 車両法適用車両の登録付随手続等

車両法適用車両の登録付随手続等は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 5.4 による。

5.4 附属品・予備品

附属品及び予備品は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 5.6 によるほか、次による。

- a) 附属品 附属品は、次による。
 - 1) 非常信号灯（車両法の保安基準適合品、乾電池式、懐中電灯兼用式）1 E A

品 名	トラック 1 / 4 t 4 × 4 小型業務車（警務用）
-----	-------------------------------

2) 予備タイヤは、製造会社仕様（ホイール付）1本とする。ただし、予備タイヤを附属できない仕様の場合は、パンク修理キットを可とする。

b) **予備品** スタッドレスタイヤ（1両分）の必要の有無は、調達要領指定書により指定する。

5.5 承認用図面

契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.3により、次の承認用図面を作成の上、提出し、承認を受けなければならない。

- a) 外形図
- b) 銘板図
- c) その他必要な図面

5.6 装備品等具合報告（UR）対策

不装備品等不具合報告（UR）対策は、C&LPS-Y00007の4.4による。

5.7 技術変更提案（ECP）

技術変更提案（ECP）は、C&LPS-Y00007の4.7による。